

第1章 外部監査の概要および監査対象の概要

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

広島県の知名度あるいは観光収益を向上させることを目的として広島県が行っている事業、これに付随または関連する事業の事務（財務を含む）執行及び事業管理について

3 事件を選定した理由

平成18年に観光立国推進基本法が制定され、これを受けて、ひろしま観光立県推進基本条例（以下「観光基本条例」という）が制定された。（後述第2、3、（1）参照）

この観光基本条例に基づき、平成20年3月に「ひろしま観光立県推進基本計画」（以下「観光基本計画」という）が平成25年3月までの5年計画として立案された。（後述第2、3、（2）参照）

また、平成24年度には、広島県産品の販路拡大やブランド価値の向上を図るとともに広島県への誘客を増加させることを目的として「ブランド推進課」が設置され、同課が所管するブランドショップ「TAU」が平成24年7月、東京銀座にオープンした。

知事はマニフェストにおいて、観光に力を入れることを明記し、具体的施策として、「瀬戸内 海の道一兆円構想」を掲げ、これを出発点として、「瀬戸内 海の道構想」プロジェクト事業が発足した。

このように、県では、現在、広島県の知名度あるいは観光収益を向上させることを目的とした複数の事業が行われており、これらは目的手段において密接に関連するものといえ、その全体の検証が必要と考えられる。

観光事業は、宮島や原爆ドームなど多くの観光資源を有する広島県が力を入れるべき事業の一つであると考えられ、県民の関心も高いのではないかと考えられるが、その具体的内容について、必ずしも県民に十分周知されているとは言えないのではないかとと思われる。

また、相当程度の予算が観光事業およびこれに関連する事業に使われているが、その効果は必ずしも明確ではない

以上述べたところおよび5ヵ年にわたる観光基本計画の終了年という

ことから、これら関連する複数の事業の概要を広島県民に本報告書を通じて紹介するとともに、これら事業を全体として検証することが必要かつ有益と判断し、上記 2 記載の事件を今年度の包括外部監査のテーマとすることとした。

4 監査対象部署

観光課、ひろしまブランド推進課および海の道プロジェクト・チーム
(いずれも商工労働局)

5 監査要点

- (1) 事務執行および管理が関係法令等に準拠し適法か。
- (2) 事務執行および管理が事業計画等の目的達成のために有効かつ効率的に行われているか。
- (3) 事務執行および管理にかかる支出は経済的になされているか。
- (4) 事務執行および管理の外部委託につき、委託の要否の判断及び委託先の選定方法等は適切か。
- (5) 執行された事務の成果について、適切な調査および基準に基づき評価がなされているか。
- (6) 他の地方公共団体等との連携は適切になされているか。

6 主な監査手続

関係各課及びプロジェクトチームに対するヒアリング、関連資料の検証および現地調査を行った。

7 外部監査の対象年度

原則として、平成 24 年度（平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日）を監査の対象とし、必要に応じて現年度および過年度も対象とした。

8 外部監査の実施期間および補助者

(1) 外部監査の実施期間

平成 25 年 6 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

(2) 包括外部監査人および補助者の資格と氏名

包括外部監査人	弁護士	武井康年
補助者	弁護士	大植伸
	公認会計士	黒木敬
	弁護士	後藤紀一
	公認会計士	蟬川公司
	税理士	高森千夏
	弁護士	森山直樹

9 利害関係

上記包括外部監査人および同補助者らには、包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 規定の利害関係はない。

第 2 外部監査対象の概要

1 広島県における観光資源

広島県には、世界文化遺産である原爆ドームや厳島神社、芸北地域の神楽などの伝統芸能、熊野筆や宮島細工といった伝統的工芸品など、多種多様な観光資源が存在する。

また、瀬戸内海に点在する島々が織りなす多島美については、広島県出身の学者「頼山陽」によって、「山紫水明」と表現され、地理学者のリヒトホーフエンは、「広い区域にわたる優美な景色で、これ以上のものは世界の何処にもないであろう。」と絶賛している。

瀬戸内海は、昭和 9 年、わが国最初の国立公園に指定されている。

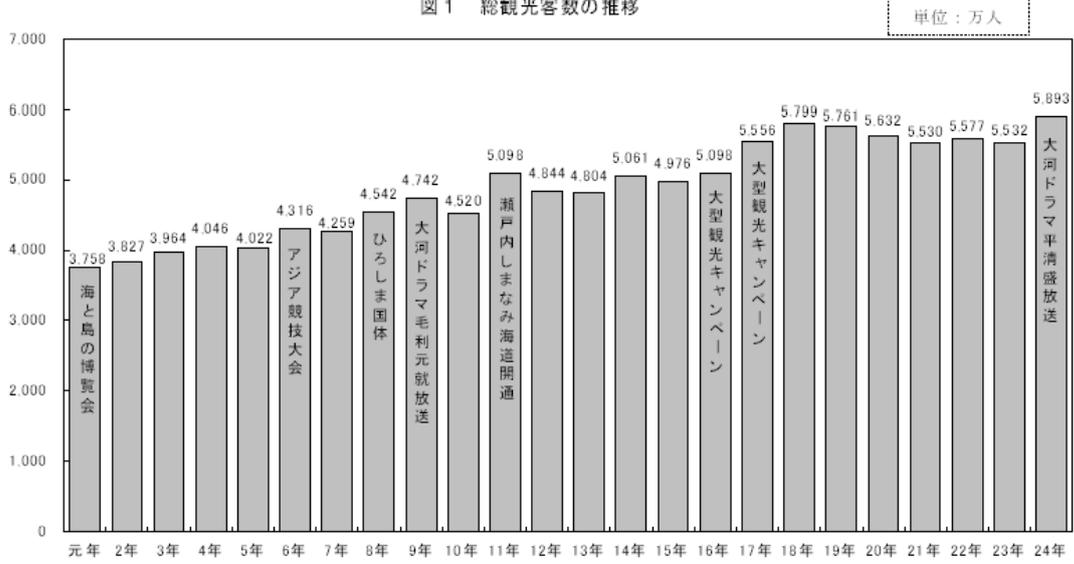
2 広島県における観光に関する現状

(1) 観光客数の概況

平成 24 年の広島県の総観光客数は 5893 万人で、平成 23 年と比べて 361 万人（6.5%）増加しているが、基本計画策定前の平成 18 年と比較すると微増にとどまっている。

平成に入って以降の広島県の総観光客数を概観すると、平成元年以降ほぼ順調に増加し、瀬戸内しまなみ海道が開通した平成 11 年に初めて 5000 万人を上回った。平成 16 年から平成 18 年までは、大型観光キャンペーンの効果もあり、3 年連続して過去最高を更新したが、その後は伸び悩み、平成 21 年以降は 5500 万人台で推移していた。平成 24 年は 6 年ぶりに過去最高を更新している（下表参照）。

図1 総観光客数の推移

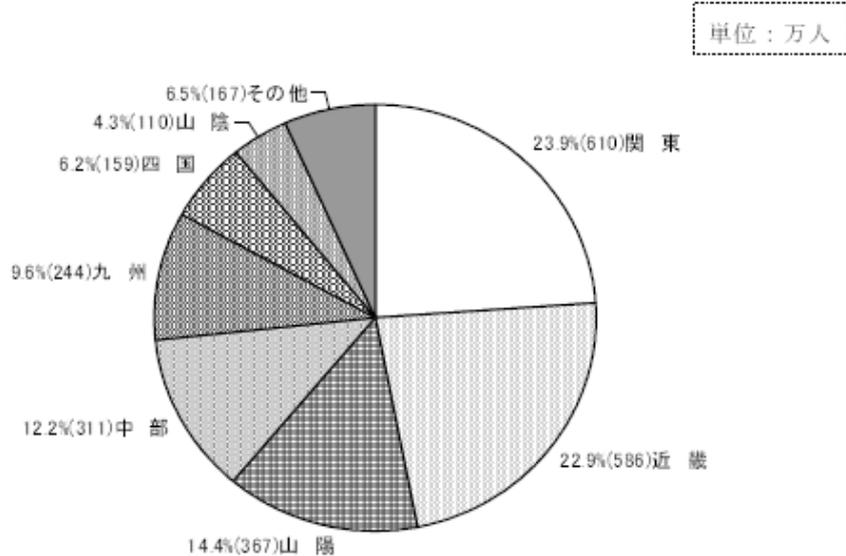


単位：万人、%

区分	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年
総観光客数	3,758	3,827	3,964	4,046	4,022	4,316	4,259	4,542	4,742	4,520	5,098	4,844	4,804	5,061	4,976	5,098	5,556	5,799	5,761	5,632	5,530	5,577	5,532	5,893
対前年比	132	1.8	3.6	2.1	▲0.6	7.3	▲1.3	6.7	4.4	▲4.7	12.8	▲3.0	▲0.8	5.4	▲1.7	2.5	9.0	4.4	▲0.7	▲2.2	▲1.8	0.8	▲0.8	6.5
元年基準 の指数	100	101.8	105.5	107.7	107	114.8	113.3	120.9	126.2	120.3	135.6	128.9	127.8	134.7	132.4	135.7	147.8	154.3	153.3	148.9	147.2	148.4	147.2	156.8

県外観光客の発地別状況については、関東地方と近畿地方がそれぞれ500万人超で、この2地区の合計で県外観光客の半数近くを占めている。以下、山陽地方、中部地方、九州地方、四国地方、山陰地方の順になっている。前年と比べた場合、関東地方が103万人、近畿地方が11万人の増加となっている。一方、山陽地方が30万人、中部地方が23万人の減少となっている（下図参照）。

図 発地別県外観光客数の割合



広島県を訪れる観光客の多くは日帰り客であり、全体の9割近くを占めている。宿泊客は、前年より44万人増加し、4年ぶりに700万人台となった。

月別に見ると、最も観光客が多かったのは、8月の735万人、次いで5月及び11月の617万人、10月の594万人、4月の589万人となっている。

(2) 外国人観光客の状況

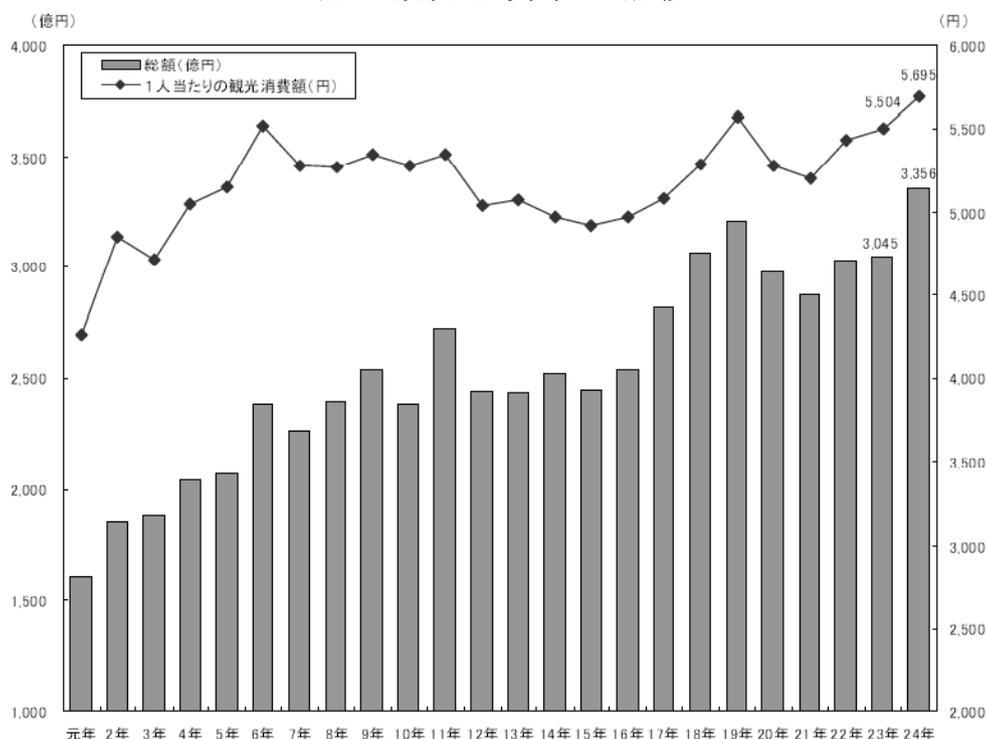
平成24年に広島県を訪れた外国人観光客は67万7000人であり、東日本大震災があった前年と比べて19万人増加し、過去最高となっている。

(3) 観光消費額の状況

平成24年に、観光客が広島県において交通費、宿泊料、みやげ品代、飲食代、入場料などに消費した観光消費額の総額は3356億円で、前年に比べて311億円(10.2%)の増加となった。また、観光消費額の総額を総観光客数で除した1人当たりの観光消費額は、前年より191円(3.5%)増加し、5695円となっている。

観光消費額の総額及び1人当たりの観光消費額は、いずれも過去最高値となった(下図参照)。

図 観光消費額の推移



(注) 1人当たり観光消費額＝総観光消費額／総観光客数

なお、観光消費額については、各市町が推計したものの集計

3 5か年計画策定の経緯と計画の概要

(1) ひろしま観光立県推進基本条例の制定

広島県では、平成11年3月に「広島県観光振興プラン」を策定し、陸海空及び東西南北に広がる交通網の活用と隣県の優良観光地との連携による周遊観光ルートの形成や、国際観光の推進など、集客・交流人口の更なる増加を目指した様々な観光振興施策を展開してきた。

この観光振興プラン策定以降、少子高齢化の更なる進行、人口減少社会の到来など社会情勢の変化に加え、個人のライフスタイルの変化に伴う観光ニーズ・旅行形態の変化、若年層の旅行離れ、さらには団塊世代の大量退職時代の到来や、東アジアを中心とした外国人観光客の急増など、観光を取り巻く環境は大きく変化してきており、これらに的確に対応していくことが求められている。

こうした状況の中、平成18年の第164回通常国会において、制定以来40年余りが経過した観光基本法が改正されて「観光立国推進基本法」が制定され、同法に基づく「観光立国推進基本計画」が閣議決定された。同法4条は、地方公共団体について、同法2条が定める基本理念にのっとり、観光立国の実現に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、自主的かつ主体的に、その地方公共団体の区域の特性を生かした施策を策定し、実施する責務を有するものとしている。

これを受け、平成18年12月の広島県議会において、観光立県を実現するための「ひろしま観光立県推進基本条例」が制定され、平成19年1月に施行された。

観光基本条例においては、観光立国推進基本法に定められた国の観光施策に関する基本理念及び同施策の内容を基本的に踏襲しながら、広島県の特徴を加味した形で、観光立県を実現するための基本理念および県が行うべき施策が定められている。

(2) ひろしま観光立県推進基本計画の策定

観光基本条例に基づき、観光立県の実現に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成20年3月、「ひろしま観光立県推進基本計画」が策定された。

観光基本計画は、観光基本条例7条に基づき、観光立県の実現に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、その基本的方針、目標、講じるべき施策その他必要事項を定めたものであり、計画期間は平成20年度から平成24年度までとされている。

同計画の基本方針は、以下の5つである。

- ① 情報発信強化による「ひろしまブランド」の確立
- ② 地域の特色を生かした魅力ある観光地づくり
- ③ おもてなしの充実等による受入体制の整備促進
- ④ 国際観光の更なる推進
- ⑤ 広域連携の促進と適切な役割分担

広島県においては、観光基本計画策定以来、この5つの基本方針に従い、県、市町、観光事業者、観光関係団体、県民等が協働して、各施策に取り組み各事業を実施してきた。

4 広島県における観光行政の構造及び事業概要

(1) 観光行政の組織体制

観光立県を実現するための施策を実行する役割を担う部署は商工労働局である。同局は、商工労働総務課、雇用労働政策課、職業能力開発課、雇用基金特別対策プロジェクト・チーム、産業政策課、産業人材課、次世代産業課、医工連携推進プロジェクト・チーム、経営革新課、県内投資促進課、海外ビジネス課、ひろしまブランド推進課、観光課、海の道プロジェクト・チームによって構成されている。

このうち、観光施策および事業の遂行を主として担っているのは、観光課、海の道プロジェクト・チームおよびブランド推進課である。

(2) 3つの観光関連事業の概要

観光課は、前述した基本計画に基づいて、広く県の観光に関する諸事業を進めている。

ひろしまブランド推進課は、広島県の認知度を高め、価値を向上させることを目的として平成24年度に新規に設立された課である。同課の事業は、直接的には観光に関する事業を行っているものではないものの、同課の事業の1つである広島ブランドショップ運営事業においては、東京銀座で広島県産品等を販売する広島ブランドショップを運営しており、これは広島県の知名度の向上や広島県への誘客に一定程度寄与するものであると考えられるため、同課が行う事業は観光行政と密接に関連するものと位置付けられる。

海の道プロジェクト・チームは、瀬戸内海に点在する地域資源を相互に連携させるとともに、エリア全体の魅力アップと観光産業をはじめと

する地域産業の活性化に取り組むことによって、国内外から誘客促進を図るために平成 22 年 1 月 27 日に設置された。平成 24 年度は、この趣旨に沿って諸事業が行われている。

5 観光課の事業概要

観光課の事業は、基本的に 4 つのワークから構成されている。その 4 つのワークとは、観光基本計画の「観光振興に関する基本方針」の中で挙げられた次のものである。

- ① 情報発信ワーク
- ② 観光地づくりワーク
- ③ おもてなしワーク
- ④ 国際観光ワーク

本監査においては、下記のとおり 4 つのワークから主要事業(最も予算執行額の大きい事業)を抽出して監査対象とし、それに県の財政援助団体であり、観光行政において重要な役割を担っている一般社団法人広島県観光連盟を対象として加え、監査を実施した。

- ① 情報発信ワークの中の主要事業である「観光地『ひろしまブランド』構築推進事業」
- ② 観光地づくりワークの中の主要事業である「中山間地域観光振興計画支援事業」
- ③ おもてなしワークの唯一の構成事業である「おもてなし向上県民運動推進事業」
- ④ 国際観光ワークの中の主要事業である「インバウンド強化事業」
- ⑤ 一般社団法人広島県観光連盟

6 ひろしまブランド推進課の事業概要

ひろしまブランド推進課の分掌事務は、以下のとおりである（広島県行政組織規則 12 条）。

- ① ひろしまブランドに関する基本的事項の企画及び総合調整
- ② 広島ブランドショップに関すること(観光課及び農林水産局販売推進課の所掌に属するものを除く。)
- ③ 伝統的工芸品産業の振興に関すること

- ④ 県産品の開発及び販路拡大に関すること
- ⑤ 中小企業による地域資源を活用した事業活動の促進に関する法律に関すること

平成 24 年度のひろしまブランド推進課の予算の約 9 割が広島ブランドショップに関するものであることなどから、監査の対象は広島ブランドショップに関する事業、及びそれに関連する事業に限ることとした。

7 海の道プロジェクトの事業概要

「海の道構想」の推進、実現のために瀬戸内の地域資源人材等を活用して、集客や新たな産業づくり、地域の魅力向上につながる事業として、平成 22 年度に試験的に 12 件の助成事業が行われた。

これを受け、平成 24 年度には「海の道構想」プロジェクト事業として、以下の 3 つのカテゴリーに分けた事業が実施された。本監査ではこれら平成 24 年度の事業を監査対象とした。

ア 瀬戸内プラットフォーム構築事業

- ① 広島県「瀬戸内 海の道構想」事業計画策定支援業務
- ② 「瀬戸内ブランド」推進業務
- ③ 平成 24 年度ビジット・ジャパン地方連携事業

イ 瀬戸内ブランド形成事業

- ① 尾道県営 2 号上屋 企画提案者の信用調査業務
- ② 島旅クルージングモデル事業実施計画策定業務
- ③ 「瀬戸内 食のトップブランド」ブランディング推進業務
- ④ 瀬戸内ツーリズム推進事業
- ⑤ アート周遊メニュー開発事業
- ⑥ 宮島弥山展望休憩所関係工事等に関するアドバイザー業務

ウ 「瀬戸内しまのわ 2014」実施事業

- ① 「瀬戸内の豊かな未来を考えるシンポジウム」運営業務
- ② 地域イベント魅力向上支援業務

第 3 監査の基本的な指針

本監査においては、前記第 1、5 記載の監査要点を視座とし、下記の指針を基本として監査を行った。

1 適法性・効率性・経済性

本監査は、適法性、効率性、経済性を指針として行ったが、これは以下の地方自治法の規定に基づくものである。

a 2条14項

住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

b 2条15項

組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

c 2条16項

地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。

2 適法性の判断法

事務執行及び管理が関係法令等に準拠し適法か。

(1) 条例に適合しているか

観光基本条例は、基本的に法に従いつつ、広島県の特殊性を取り入れて制定されている。一方、観光基本計画は、それを実現するための具体的施策を定めるものとなっている。したがって、県の基本計画に記載された「講じるべき施策」に基づく具体的事業が、抽象的には基本条例2条を基本理念に、具体的には条例9条～22条の、県の講じるべき施策の内容に即して、合目的的、効率的、経済的に行われているかを監査した。

なお、ひろしまブランド推進課の広島ブランドショップ運営事業については、直接的には基本条例を実現する具体的施策ではないものの、基本条例16条で規定されている取組に該当すると考えられることから、かかる観点からの監査を行った。

(2) 県の内部規則等

本監査にあたっては、上記条例の他、広島県契約規則、広島県補助金等交付規則、委託・役務業務契約事務の手引き、指名競争入札等事務処理要領、物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領等を参照した。

3 契約方式・内容、契約締結先選定手続の適法性

事務執行及び管理の外部委託につき、契約方式・内容、委託先の選定方法等は適切か、については下記のような指針に基づき監査を行った。

(1) 総説

地方自治法は、地方自治体の契約につき一般競争入札を原則とし、随意契約は一定の要件を満たした場合にのみ締結できるとなっている（地方自治法 234 条 2 項、地方自治法施行令 167 条の 2）。

契約締結の手續面については、広島県契約規則（以下「契約規則」という）1 条によると「県が締結する契約に関する事務の取扱いについては、法令、条例または他の規則に別に定めがある場合を除くほか、この規則の定めるところによる」と定め、2 条（契約書の作成等）1 項は「知事または契約について知事の委任を受けたもの若しくは機関（以下「担当職員」という）は、一般競争入札若しくは指名競争入札により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、契約の目的、契約金額、履行時期及び契約保証金に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質または目的により該当のない事項については、この限りでない。」と定め、以下の各号に掲げる事項を規定している。

- 一. 契約履行の場所
- 二. 契約金の支払または受領の時期及び方法
- 三. 監督及び検査
- 四. 履行の遅滞その他債務不履行の場合の遅延利息、違約金その他の損害金
- 五. 危険負担
- 六. かし担保責任
- 七. 契約に関する紛争の解決方法
- 八. その他必要な事項

(2) 随意契約の要件

随意契約とは国、地方公共団体などが競争入札によらずに、任意に決定した特定の相手と締結する契約をいう。随意契約は、競争入札と比べて早期に契約を締結する必要がある場合、緊急を要する場合（一般競争入札では入札者の公募や質問書の受付などのために 2 ヶ月程度の期間を要する）、契約金額が少額の場合、競争契約を行っても入札者がいなかった場合などにおいては、随意契約による方が合理的であり効率的であるが、自治体が契約相手を自由に選べるため、チェックが働きにくく、予算の効率化、公平性、透明性の点でデメリットがある。

随意契約が許される要件として、地方自治法施行令に基づいて作成さ

れた広島県の「委託・役務業務契約事務の手引（第2版）平成22年4月1日」の注意書きによると、観光事業に関する契約の随意契約の要件として、予定価格が一定額（100万円）を超えない場合と、その性質又は目的が競争入札に適しないものとして以下に掲げる事項を満たすことを求めている。

- ① 法令等により受託者が特定されるもの
- ② 要綱・国通知等により、受託者が特定されるもの
- ③ 各都道府県が共通の受託者と契約するもの
- ④ 受託者を選択できないもの
- ⑤ 業務の特殊性から受託者が特定されるもの
- ⑥ 企画・提案を公募して選定した業者と契約するもの（プロポーザル方式）

なお、随意契約の中には、いわゆるプロポーザル方式の随意契約というものがある（企画提案公募）。プロポーザル方式の随意契約とは、複数の業者から企画提案や技術提案を提出させ、提案内容を審査し、企画内容や業務遂行能力が最も優れた者と契約する方式である。

（3）プロポーザル方式の契約について

平成24年度までは、プロポーザル手続の実施方法について特に全県的な決まりはなかったが、平成25年3月15日に「公募型プロポーザル事務処理要領」が制定され、以後、プロポーザル手続はそれに沿ってなされるようになってきている。

プロポーザル方式の契約は、単に金額の多寡により決定するものではなく、企画・提案を公募し、提案内容を審査して契約締結先を決定するものであるから、審査を行う審査委員が専門性を有していることが肝要となる。

プロポーザル方式の契約については以上の観点から契約締結先選定手続きの適法性の監査を行った。

（4）契約条項の監査

ア 監督・検査条項

監督・検査条項とは、県が必要と認めたときには委託業務の処理状況について随時に調査を行い、または報告を求めることができるという条項である。

県は、この条項に基づいて必要であればいつでも業務執行状況について調査に入ることができる。この規定がない場合、当該委託契約が（準）委任契約である場合は、受任者には委任事務の状況の報告義務は課せられている（民法 645 条）ものの、委任者の立ち入り権限までは規定されていない。

本監査においては、委託契約が契約当事者の合意によっては、その法的性質が委任なのか請負なのかはっきりしない場合があることも考慮し、監督・検査条項の必要性について監査を行った。

イ いわゆる反社条項

「反社条項」とは、暴力団等の反社会的勢力と契約をしない、あるいはすでに契約している場合には、契約を解除できることとし、暴力団等が取引関係に関与できないようにする条項である。

広島県でも「広島県暴力団排除条例（平成 22 年 12 月 27 日）」が制定され、13 条（契約時における措置等）1 項は、「事業者は、その行う事業に関して書面による契約を締結する場合において、当該契約が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものである疑いがあると認められるときは、当該契約の相手方が暴力団員等でないことを確認するよう努めなければならないとしたうえで、2 項は、「何人も、自己が締結しようとしている契約が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知って、当該契約を締結してはならない。ただし、法令上の義務又は情を知らないでした契約に係る債務の履行としてする場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。」と規定し、3 項は、「事業者は、その行う事業に関して書面による契約を締結するときは、契約の相手方が暴力団員等であることが判明したときは催告をすることなく当該契約を解除することができる旨を定めるよう努めなければならない。」と規定している。

本監査においては、県が条例を制定し反社会的勢力の排除に注力しているのであるから、県の発注する事業の契約については、この条項を規定することが望ましいという立場から監査を行った。

ウ 危険負担条項

通常、危険負担は、契約当事者双方が義務を負担するいわゆる双務契約において、「債務者の責めに帰すべからざる事由により債務が履行不能になった場合」に、その債務者はその義務（債務）の対価を請求できるかという形で問題となる。そして、「特定物に関する物権の設定又は移転」

が双務契約の目的となっている場合を除き、いわゆる債務者主義が適用され、その債務者は対価を請求できない（民法 536 条）。危険負担条項を契約書に記載しなくても、民法上の危険負担条項の適用により広島県に不利益が及ぶ可能性は低い。このため、危険負担条項についてはこれが欠落している場合にも欠落の事実を指摘するのみとした。

エ かし担保条項

かし担保責任とは、契約の目的物にかしがある場合に、その物を提供した側の責任を規定するものである。民法では、売買（民法 565 条ないし 570 条）、贈与（同 551 条）、使用貸借（同 596 条）、賃貸借（同 616 条）、請負（同 634 条ないし 636 条）の各契約に関してかし担保責任の規定がある。

ところで、例えば広告雑誌の掲載内容の企画立案と掲載を業者に委託する場合、それが準委任契約（民法 656 条）なのか、請負なのか、それとも両者の混合契約なのか、明確でない面がある。準委任契約とされれば、原則として完全履行を請求でき、それが達成されなければ契約解除及び損害賠償請求が可能である。しかし、請負契約とされれば、かしによって契約目的が達成できないときを除き、一定の場合に出来上がった物の修補（場合によっては加えて損害賠償請求）しか請求できず、契約の解除はできない。

本監査においては、契約性質上、民法の如何なる契約と認定され、どのかし担保責任条項が適用されるか明確な判別の出来ないような契約の場合には、かし担保責任の有無や内容が明確となるような条項を入れるべきであるという立場から監査を行った。

オ 合意管轄条項

合意管轄条項とは、契約に関連して甲乙間に生じる紛争を解決するために訴訟を起こす場合、特定の裁判所で行うということをあらかじめ契約当事者で合意しておくものである。

このような管轄に関する合意は、第一審の裁判所（地方裁判所または簡易裁判所）だけ合意することが許されるが（民事訴訟法 11 条）、県が締結する契約関係につき、裁判上の争いになった場合、第一審裁判所の管轄がどこになるのかは、隔地者間の契約では、訴訟の費用、時間の面で大きな差異が出る。

本監査においては、遠隔地の当事者と契約を結ぶ場合にはかかる条項を規定することも検討されるべきであるとの立場から監査を行った。

カ 個人情報保護条項

個人情報の保護は、法律上の要請であるから、本監査においては、個人情報保護に関する条項は契約書中に入れるべきとの立場から監査を行った。

第4 監査の結果の表記方法

本監査では、次の4つの種別によって結果を表記する。

指摘 不適正であることが明らかであり、速やかに是正・改善を求める必要がある事項及び長期未納があるもの

意見 指摘事項には至らないが、改善又は改善についての検討を求める必要がある事項

付記 指摘事項・意見に該当しない注意喚起、問題提起及び要望事項

参考 監査対象部署に対する監査の過程で認知した監査対象外の部署の所管事項に関する注意喚起事項等